

【社員 細川 明子からのご挨拶】

いよいよマイナンバー制度が始動し、そろそろ皆様のお手元にも通知カードが届き始めるのではないのでしょうか？平成28年以降、まずは社会保障、税、災害対策の分野で、個人情報効率的に管理されることとなります。  
従業員を雇用されている事業所様などでは、マイナンバーの収集や利用、管理で適正な取扱いが求められます。何かお困りのこと、疑問に思われることがございましたら、何でもお気軽にお問合せください。

## 「今回のトピックス」

### 【<法務>民事信託】

信託法の改正により財産管理の手法として最近「民事信託」の活用が目立ち始めてます。  
信託とは、これまで信託銀行等に信託するものでしたが、家族等に委託「家族信託」する事により、管理や運営・処分権は子供(受託者)がもちますが、利益(受益権)は本人が持つ事も出来る制度であるため、事業承継や相続も含め、元気なうちから対策をする有用な手段となっています。  
信託する資産は不動産、金銭、株式、事業等様々あるため、事業承継や相続に不安のある方は、必要に応じて一度検討されてみてはいかがでしょうか？

### 【法人住民税(都道府県民税・市町村民税)の均等割の税率区分】

法人住民税(都道府県民税・市町村民税)の均等割の税率区分の基準は、原則、法人税法上の「資本金等の額」でしたが、平成27年度改正により地方税法の資本金等の額は、法人税法上の資本金等の額に無償減資に係る一定の欠損填補額を減算する一方、無償増資を行った場合には、その増資相当額を「資本金等の額」に加算しなければならないことになりました。  
なお、無償減資に係る欠損填補額は、その金額について「その内容を証する書類」を添付した申告書を提出した場合に限り減算できます。その内容を証する書類とは、株主総会議事録や取締役会議事録です。  
過去に行った役員借入金の資本金組入などで資本金の額が大きくなっており、均等割が多額になっている法人様はこれにより均等割を減額できるかもしれません。ご相談は当法人担当者へ。

### <職員より>

ドイツの自動車メーカーで排ガス規制を逃れる不正が行われていました。  
世界でも屈指の自動車メーカーの不正は大きなニュースとなり、各方面へ多大な影響を与えました。  
不正を防ぐためには、正しい経営姿勢が何より大事です。  
また、不正を防ぐための内部統制の構築も有効な手段です。  
内部でのチェック体制を見直される際、お困りの事がありましたらいつでも当法人までご相談下さい。  
(渡辺)

### 税務予定表

#### <10月>

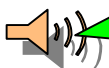
- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・8月決算法人の確定申告

#### <11月>

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税予定納税第2期分納付
- ・個人事業税第2期分納付
- ・9月決算法人の確定申告

#### <12月>

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告



9月3日木曜日に開催させて頂きましたマイナンバーセミナーは、おかげさまで満席となり、盛況のうちに終わることができました。今後も細川総合パートナーズは、皆様に有益な情報をどんどん発信していきますので、よろしくお願いいたします。